

高齢者や要配慮世帯の住宅 除雪援助事業

問 福祉課 高齢福祉係

☎ 773・6667

住宅屋根の除雪を自力で行うことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に、除雪費を援助します。

対 65歳以上の高齢者のみの世帯、世帯主が身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている世帯、配偶者のいない女性と中学生以下の子どものみの子どものみの世帯
対象とならない世帯

・生活保護を受けている（生活保護費で対応）

・市・県民税（所得割）の課税世帯
・親族などから除雪作業への直接的な労力の支援、それに代わる金銭的な支援を受けることができる世帯（1親等の親族が近隣に居住している場合は制限あり）

・世帯員のいずれかが、市・県民税などで市内に居住する人の扶養となっている

・3か月以上対象住宅を不在とする（1か月を超えて不在とする場合は制限あり）

対象となる除雪作業

実際に居住している住宅の人力による屋根雪の除雪作業（合計24時間以内）

※雪下ろしのできるアングルが設置された金属屋根や瓦屋根などが対象。自然落雪式や融雪式は原則対象外

利用者負担 400円/時間

※別途、費用がかかる場合あり

申 作業前に、地域の民生委員・児童委員を通じて、福祉課に申請書をご提出ください。令和2年度に本事業を利用した人は、民生委員・児童委員が訪問調査を実施します。**他** 作業後に除雪内容が確認できる写真をご提出ください。

10月は土地月間

問 都市計画課 都市計画係

☎ 773・6662

国土利用計画法では、法定面積以上の土地取引を行った場合、土地の権利取得者は契約締結から2週間以内に、市役所を通じて県知事に届け出ることが定められています。

届出の内容

土地の面積や利用目的など

届出が必要な土地取引面積

・都市計画区域…5,000㎡以上
・都市計画区域外…10,000㎡以上

不動産を公売します

問 税務課 収税班

☎ 773・6669

市税滞納で差し押さえた不動産を公売します。

希望する人は、詳細を公売公告（本庁舎正面玄関脇の掲示板）、市ウェブサイト（「公売」で検索）、税務課事務室の資料で確認して入札にご参加ください。入札前に公売保証金の納付が必要です。

公売を中止する場合は、市ウェブサイトでお知らせします。

公売物件

所在 大月1440番19

地目・種類 宅地と住宅（一括公売）

見積価額 115万3,000円

公売保証金 12万円

入札日 10月20日（水）午前10時

入札会場 本庁舎2階 大会議室

売却決定（代金納付） 11月10日（水）

※物件について詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください

南魚沼市がんばる事業者 特別支援金

問 商工観光課 商工振興班

☎ 773・6665

新潟県の特別警報の発令による時短要請に協力した飲食店や、従業員の雇用維持に努めている事業者などを支援するため、特別支援金を支給します。

対 令和3年度中に、次のいずれかの支給決定を受けた市内事業者

① 南魚沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
② 新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）
③ 雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金

支給額

① の支給決定者…10万円

②・③ の支給決定者…30万円

※ 12月24日（金）

申 申請書類を大和・六日町・塩沢商工会のいずれかにご提出ください。

※ 申請書類など詳しくは、市ウェブサイトを（「がんばる事業者特別支援金」で検索）をご覧ください

